

令和7年11月11日
世田谷保健所生活保健課

旅館業法及び住宅宿泊事業法の適切な運用に関する検討の開始について

1 主旨

今後の旅館業、住宅宿泊事業の施設数の増加を見据え、区民の安心の確保と静穏な住環境の維持に向けた旅館業、住宅宿泊事業の適切なあり方の検討開始にあたり、庁内連絡会を開催したので報告する。

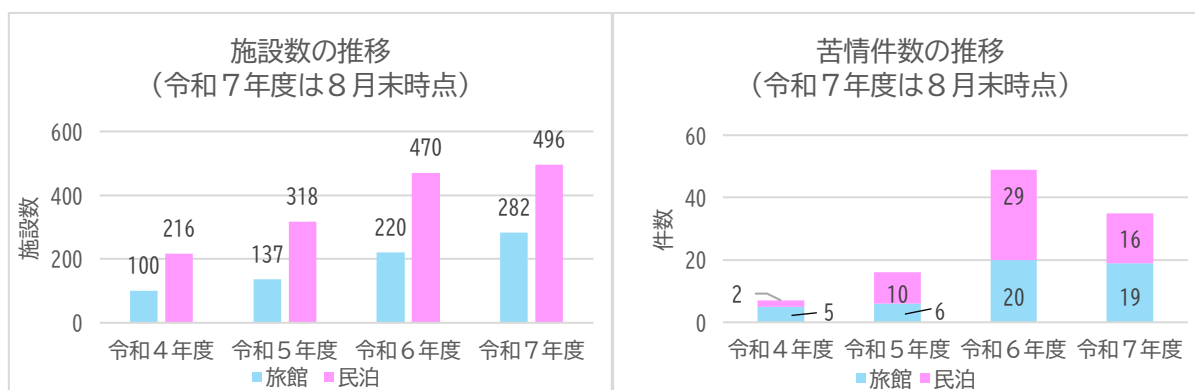
2 背景、目的

平成30年6月に住宅宿泊事業法及び改正旅館業法施行令が施行されたことにより、共同住宅の一室や戸建て住宅等での旅館業及び住宅宿泊事業が可能になった。また、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症予防法上の扱いが2類相当から5類に移行した後、海外からの旅行者だけでなく国内旅行者等が増加したことにより、旅館業の営業許可申請数及び住宅宿泊事業の届出数が増加している。

施設数の増加に伴い、近隣住民等からの相談・苦情件数の増加や旅館業における新たな課題が出現しており、その対応に苦慮している。

旅館業、住宅宿泊事業の施設数は今後も増加が見込まれており、区民の安心の確保と静穏な住環境を維持するために、平成29年の住宅宿泊事業法制定時に実施した時と同様の外部有識者等からなる検討委員会において、旅館業、住宅宿泊事業の適切なあり方について検討を行い、今後の区の旅館業、住宅宿泊事業の施策、監視指導に反映させる必要がある。

そこで、外部有識者等からなる検討委員会の実施に先立ち、庁内の関係各課と現状と課題の共有や意見交換を行い、全庁的に旅館業、住宅宿泊事業の適切なあり方を検討するための庁内連絡会を設置した。この度、第1回目の庁内連絡会を開催したので報告する。



3 庁内連絡会の構成員

所 属	氏 名
世田谷総合支所地域振興課長	前島 正輝
政策経営部政策企画課長	小泉 輝嘉
生活文化政策部文化・国際課長	大谷 周平
経済産業部商業課長	石川 裕一
経済産業部経済課長	北 はやと
清掃・リサイクル部事業課長	計良 亨
子ども・若者部保育課長	北川 俊彦
教育政策・生涯学習部教育総務課長	山本 久美子
世田谷保健所生活保健課長	中塩屋 大樹

※ 事務局は世田谷保健所生活保健課環境衛生施設係とする。

4 第1回庁内連絡会の概要

(1) 実施日時

令和7年10月28日(火) 13時30分から14時30分

(2) 内容

- ① 旅館業及び住宅宿泊事業の課題について
- ② 今後の検討の進め方について
- ③ 各課情報交換

(3) 庁内連絡会での主な意見

- ① 旅館業、住宅宿泊事業の事業者に、宿泊者に対してマナーの遵守を周知する仕組みがあれば、旅館業や住宅宿泊事業に関する苦情も減るのではないかと考える。
- ② 区内は宿泊施設が少なく、住宅や教育施設が多いので、そのすみ分けが大事であると考えられる。旅館業、住宅宿泊事業の事業者からの開設前の事前周知など、施設周辺に居住する人に情報が行くような配慮が必要であるとする。
- ③ 条例を改正しなくてもできることと、条例を改正しなくてはできないことを整理して、検討を進める必要があるとする。
- ④ 旅館業、住宅宿泊事業の事業者に、ごみの排出責任に対する理解を進めていくことなどについて、保健所と情報共有しながら進めていく必要があるとする。
- ⑤ 旅館業、住宅宿泊事業の事業者から、当区は規制が厳しいという意見は聞いていない。一方、区民から敷地内侵入やごみに関する相談を受けることはある。
- ⑥ 旅館業、住宅宿泊事業ではないが、深夜営業に対する苦情相談があるので、注意が必要ではないかと考える。

5 今後のスケジュール（予定）

庁内連絡会及び外部有識者等からなる検討委員会等で旅館業法及び住宅宿泊事業法の適切なあり方について検討し、適宜、区議会に報告する。

検討の結果、必要であれば、世田谷区旅館業法施行条例及び同施行細則、世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例及び同施行規則改正の検討を行う。

令和8年1月 第2回庁内連絡会における検討

令和8年4月以降 外部有識者等からなる検討委員会における検討